

意見書案第3号

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

標記の意見書を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年6月29日

逗子市議会議長 眞下政次 殿

逗子市議会議員 田中英一郎



同 句坂祐二



同 横山美奈



同 奈須和男



同 高谷清彦



同 岩室年治



同 長島有里



同 君島雄一郎



同 松本寛



(別紙)

## 神奈川県最低賃金改定等についての意見書

今日、厳しい経済情勢による雇用環境が悪化する中で、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっており、今ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はない。

最低賃金制度をセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、企業内最低賃金協定の締結拡大をすすめ、特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題であると考えます。

よって、次の事項について強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

逗子市議会